

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日)

目 次

◇規 則

- 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)
- 鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則(児童家庭課)
- 鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則(医務課)
- 鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則(〃)
- 鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則(漁港課)
- 国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則(管理課)
- 鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則(河川課)
- 河川法施行細則の一部を改正する規則(〃)
- 港湾法施行細則の一部を改正する規則(港湾課)
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)
- 鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則(教職員課)
- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則(体育保健課)
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則を廃止する規則(警務課)

◇教委規則

◇公安規則

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中	一一六、〇二〇円	一一五、〇二〇円
二〇〇円	を	一一六、九二〇円
		一一五、九二〇円
		に改め、同表
の大居室のC十階層の項中	一一七、〇二〇円	一一六、〇二〇円
		一一七、九二〇円
		一一六、九二〇円
		に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中

一一六、〇二〇円

一一五、〇

二〇円

を

一一六、九二〇円

一一五、九二〇円

に改め、同表

の大居室のC十階層の項中

一一七、〇二〇円

一一六、〇二〇円

を 一一七、九二〇円

一一六、九二〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)

の一部を次のように改正する。

第二条中「実施機関」を「実施者」に、「援護機関」を「援護者」に改める。

第四条ただし書中「援護機関」を「援護者」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条第二項中「援護機関」を「援護者」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

別表の表中「一一五、九〇〇円」を「一一六、一四〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第一条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章の二 授業料の納付及び減免(第十八条の二・第十八

条の三)」を「第六章の二 授業料及び入学料(第十八条の二―第十八条の四)」に改める。

第十一条中「学校に入学しようとする者」を「学校への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(入学選抜試験)

第十一条の二 入学志願者には、入学選抜試験を行う。

2 前項の入学選抜試験は、学科試験及び面接試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

第十二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第二号の二)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の入学許可願の提出があつた場合において、支障がないと認めたときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。

第十二条に次の一項を加える。

4 知事は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書(様式第二号の三)をその者に交付するものとする。

第六章の二の章名中「の納付及び減免」を「及び入学料」に改める。

第十八条の三第一項中「」第十二条」を「。以下「条例」という。)

第十三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(入学料の納付)

第十八条の四 学校への入学の許可を受けた者は、条例に定めるところ

により、入学料を納付しなければならない。

様式第二号の次に次の二様式を加える。

様式第二号の二 (第十二条関係)

収入証紙はり
付け欄 (消印
しないこと。)

入 学 許 可 願

私は貴学校に入学したいので、許可してくださいをお願いします。

昭和 年 月 日

受験番号

本 人 氏 名

保 護 者 氏 名

職 氏 名 殿

様式第二号の三 (第十二条関係)

第 号

入 学 許 可 書

殿

本学校への入学を許可する。

昭和 年 月 日

職 氏 名 団

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第二条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章の二 授業料の納付及び減免(第十八条の二・第十八条の三)」を「第六章の二 授業料及び入学料(第十八条の二―第十八条の四)」に改める。

第十一条中「学校へ入学しようとする者」を「学校への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(入学選抜試験)

第十一条の二 入学志願者には、入学選抜試験を行う。

2 前項の入学選抜試験は、学科試験及び面接試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

第十二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第二号の二)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の入学許可願の提出があつた場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。

第十二条に次の一項を加える。

4 知事は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書(様式第二号の三)をその者に交付するものとする。

第六章の二の章名中「の納付及び減免」を「及び入学料」に改める。

第十八条の三第一項中「」第十二条」を「。以下「条例」という。」第十三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(入学料の納付)

第十八条の四 学校への入学の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入学料を納付しなければならない。

様式第二号の次に次の二様式を加える。

様式第二号の二 (第十二条関係)

収入証紙はり
付け欄(消印
しないこと。)

入 学 許 可 願

私は貴学校に入学したいので、許可してくださいをお願いします。

昭和 年 月 日

受験番号

本 人 氏 名

保 護 者 氏 名

職 氏 名 殿

様式第二号の三 (第十二条関係)

第 号

入 学 許 可 書

殿

本学校への入学を許可する。

昭和 年 月 日

職 氏 名 印

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十一号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和五十七年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 授業料の納付及び減免(第十九条・第二十条)」を「第七章 授業料及び入学料(第十九条・第二十条の二)」に改める。

第十一条中「学校に入学しようとする者」を「学校への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(入学選抜試験)

第十一条の二 入学志願者には、入学選抜試験を行う。

2 前項の入学選抜試験は、学科試験及び面接試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

第十二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第二号の二)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の入学許可願の提出があつた場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。

第十二条に次の一項を加える。

4 知事は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書(様式第二号の三)をその者に交付するものとする。

第七章の章名中「の納付及び減免」を「及び入学料」に改める。

第二十条第一項中「」第六条」を「。以下「条例」という。」第七條」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(入学料の納付)

第二十条の二 学校への入学の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入学料を納付しなければならない。

様式第二号の次に次の二様式を加える。

様式第2号の2 (第12条関係)

収入証紙は
り
付
け
欄
(消
印
し
な
い
と
と。)

入 学 許 可 願

私は貴学校に入学したいので、許可してくださいをお願いします。

昭和 年 月 日

受験番号

本 人 氏 名 ⑩

保 護 者 氏 名 ⑪

職 氏 名 殿

様式第2号の3 (第12条関係)

第 号

入 学 許 可 書

殿

本学校への入学を許可する。

昭和 年 月 日

職 氏 名 ⑫

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁港法施行細則（昭和四十八年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。
別表の二の表を次のように改める。

区 分		占 用 料
		単 位
		金 額
建物	占用面積一平方メートルにつき一年	一九〇円
電柱	一本につき一年	八七〇円
街灯（電柱であるものを除く。）		三三〇円
送電塔	占用面積一平方メートルにつき一年	六四〇円
工作物 水管、下	外径が〇・四メートル未満のもの	一三〇円

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

公共 の設置 水道管、 ガス管を 伴うもの の他 の管 類	外 径 が 〇・四 米 ー ト ル 以 上 一 米 ー ト ル 未 満 の も の		長 さ 一 米 ー ト ル に つ き 一 年	
	表 示 面 積 一 平 方 米 ー ト ル に	四、二 五 〇 円	表 示 面 積 一 平 方 米 ー ト ル に	六 四 〇 円
看 板 又 は 広 告 板	占 用 面 積 一 平 方 米 ー ト ル に	一 九 〇 円	占 用 面 積 一 平 方 米 ー ト ル に	一 三 〇 円
そ の 他 の 工 作 物	占 用 面 積 一 平 方 米 ー ト ル に	一 三 〇 円	占 用 面 積 一 平 方 米 ー ト ル に	一 三 〇 円
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の				
水 域				

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十三号

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則

国有土地使用料等徴収規則（昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。
別表の一の表を次のように改める。

街灯(電柱であるものを除く。)	送電塔	塔類	水道管、下水 ガス管その他 の管	標識	看板又は広告板	通路(橋を含む。)	建物	その他の工作物	耕作地	工作物の設置 を伴わないもの	その他のもの
	その他の塔	広告塔									
三三〇円	六四〇円	四、二五〇円	一三〇円	七九〇円	四、二五〇円	一一〇円	一九〇円	一九〇円	八円	四円	一三〇円
二二〇円	五〇〇円	二、一二五円	一〇〇円	五〇〇円	二、一二五円	七〇円	一三〇円	一三〇円	五円	三円	八〇円

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十五号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表の工業又は鉱業のための流水占用の項中「四、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表の二の表を次のように改める。

塔類	街灯(電柱であるものを除く。)	電柱	区 分		占 用 料
			単 位	金 額	
送電塔	占用面積一平方メートルにつき一年	一本につき一年	市の区域	八七〇円	六八〇円
送電塔	占用面積一平方メートルにつき一年	一本につき一年	町村の区域	三三〇円	二二〇円
広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	一本につき一年	市の区域	六四〇円	五〇〇円
広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	一本につき一年	町村の区域	四、二五〇円	二、一二五円

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則

工作物の設置を伴わないもの	耕作地	放牧場又は魚介養殖場	貯木場	その他のもの	その他の工作物	建物	通路(橋を含む。)	看板又は広告板	標識	工作物の設置を伴うもの			その他の塔		
										水道管、下水管、ガス管その他の管	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの			
占用面積一平方メートルにつき一年					占用面積一平方メートルにつき一年			表示面積一平方メートルにつき一年			長さ一メートルにつき一年			占用面積一平方メートルにつき一年	
一三〇円	八円	四円	四円	四円	一九〇円	一九〇円	一一〇円	四、二五〇円、二、一二五円	七九〇円	六四〇円	三二〇円	三二〇円	一三〇円	六四〇円	五〇〇円
八〇円	五円	三円	三円	三円	一三〇円	一三〇円	七〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	二五〇円	一〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。
別表の(一)の表を次のように改める。

工作物の設置を伴うもの	水道管、下水管、ガス管その他の管	塔類	街灯(電柱であるものを除く。)	電柱	区 分	単 位	占 用 料	
							市の区域	町村の区域
外径が〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	送電塔	年一本につき一年	八七〇円	八七〇円	六四〇円	六四〇円	
その他の塔	その他の塔	送電塔	年一本につき一年	三三〇円	三三〇円	二一〇円	二一〇円	
占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	送電塔	年一本につき一年	六四〇円	六四〇円	五〇〇円	五〇〇円	
占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	送電塔	年一本につき一年	六四〇円	六四〇円	五〇〇円	五〇〇円	
長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	送電塔	年一本につき一年	三二〇円	三二〇円	二五〇円	二五〇円	

丘 ひばりが 団地				浜坂第二 団地				浜坂第一 団地						
“	“	“	第二種 営住宅	“	第二種 営住宅	第一種 営住宅	“	“	“	“	第二種 営住宅	“	“	“
住宅 第九十七号から第百四十四号までの	住宅 第六十五号から第九十六号までの住	住宅 第二十五号から第六十四号までの住	第一号から第二十四号までの住宅	第二十二号から第二十三号から第二十八号 まで及び第二十四号から第二十八号 五十二号までの住宅	第二十七号から第九十五号まで の住宅	第百三十八号から第百七十三号ま で、第百九十六号から第二百二十二 号まで及び第二百二十九号から第二 百四十号までの住宅	第百十九号から第百二十四号までの 住宅	第百十五号の住宅	第六十三号、第百十四号及び第百十 六号から第百十八号までの住宅	第百十一号及び第百十二号の住宅	第百九号及び第百十号の住宅	第七十九号の住宅	第六十八号から第七十八号までの住 宅	第六十一号の住宅
四八	三二	四〇	二四	一八	二二	七五	六	一	五	二	二	一	一一	一
二二、二〇〇円	二〇、八〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、五〇〇円	八、一〇〇円	八、二〇〇円	九、六〇〇円	一七、二〇〇円	一〇、五〇〇円	一六、三〇〇円	一六、五〇〇円	一七、〇〇〇円	一三、三〇〇円	二〇、九〇〇円	一三、二〇〇円

徳尾団地			吉成東団 地				湯所町第 二団地	湯所町第 一団地	興南団地	丸山町第 二団地	丸山町第 一団地	東町団地					
第一種 営住宅	“	第二種 営住宅	“	“	第一種 営住宅	第二種 営住宅	“	第二種 営住宅	“	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅					
第十七号、第十九号、第二十一号、 第二十三号、第二十五号及び第二十 七号の住宅	第十号、第十二号、第十四号及び第 十六号の住宅	第一号から第九号まで、第十一号、 第十三号及び第十五号の住宅	第二十一号から第三十六号までの住 宅	第十七号から第二十号まで及び第三 十七号から第四十号までの住宅	第五号から第十二号までの住宅	第一号から第四号まで及び第十三号 から第十六号までの住宅	(二)に掲げる住宅以外の住宅	(一)一〇一〇一、一〇一〇二、一〇一〇三、 一〇一〇四、一〇一〇五、一〇一〇六、 一〇一〇七、一〇一〇八、一〇一〇九、 一〇一〇一〇、一〇一〇一一、一〇一〇一二、 一〇一〇一三、一〇一〇一四、一〇一〇一五、 一〇一〇一六、一〇一〇一七、一〇一〇一八、 一〇一〇一九、一〇一〇二〇、一〇一〇二一、 一〇一〇二二、一〇一〇二三、一〇一〇二四、 一〇一〇二五、一〇一〇二六、一〇一〇二七、 一〇一〇二八、一〇一〇二九、一〇一〇三〇、 一〇一〇三一、一〇一〇三二、一〇一〇三三、 一〇一〇三四、一〇一〇三五、一〇一〇三六、 一〇一〇三七、一〇一〇三八、一〇一〇三九、 一〇一〇四〇、一〇一〇四一、一〇一〇四二、 一〇一〇四三、一〇一〇四四、一〇一〇四五、 一〇一〇四六、一〇一〇四七、一〇一〇四八、 一〇一〇四九、一〇一〇五〇、一〇一〇五一、 一〇一〇五二、一〇一〇五三、一〇一〇五四、 一〇一〇五五、一〇一〇五六、一〇一〇五七、 一〇一〇五八、一〇一〇五九、一〇一〇六〇、 一〇一〇六一、一〇一〇六二、一〇一〇六三、 一〇一〇六四、一〇一〇六五、一〇一〇六六、 一〇一〇六七、一〇一〇六八、一〇一〇六九、 一〇一〇七〇、一〇一〇七一、一〇一〇七二、 一〇一〇七三、一〇一〇七四、一〇一〇七五、 一〇一〇七六、一〇一〇七七、一〇一〇七八、 一〇一〇七九、一〇一〇八〇、一〇一〇八一、 一〇一〇八二、一〇一〇八三、一〇一〇八四、 一〇一〇八五、一〇一〇八六、一〇一〇八七、 一〇一〇八八、一〇一〇八九、一〇一〇九〇、 一〇一〇九一、一〇一〇九二、一〇一〇九三、 一〇一〇九四、一〇一〇九五、一〇一〇九六、 一〇一〇九七、一〇一〇九八、一〇一〇九九、 一〇一〇一〇〇の住宅	(二)に掲げる住宅以外の住宅	第六号から第二十五号までの住宅	第一号から第五号まで及び第二十六 号から第三十号までの住宅	第一号から第五号まで及び第二十六 号から第三十号までの住宅	第一号から第五号まで及び第二十六 号から第三十号までの住宅	第一号から第五号まで及び第二十六 号から第三十号までの住宅	第一号から第五号まで及び第二十六 号から第三十号までの住宅	第一号から第五号まで及び第二十六 号から第三十号までの住宅	第一号から第五号まで及び第二十六 号から第三十号までの住宅
六	四	一一	一六	八	八	八	二	二	二	一〇	一六	一六					
三九、〇〇〇円	二二、三〇〇円	二七、〇〇〇円	四〇、七〇〇円	三二、一〇〇円	四〇、三〇〇円	三一、八〇〇円	二六、九〇〇円	三二、二〇〇円	四二、五〇〇円	三三、二〇〇円	四〇、八〇〇円	六、五〇〇円					

美穂第一 団地		白浜団地	湖山町団地				湖南団地	西品治団地		高草団地					
"	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	"	第二種 営住宅	"	第二種 営住宅	"	"	第二種 営住宅	"	
第二号、第三号、第五号及び第六号の住宅	第一号の住宅		第四十三号から第四十六号までの住宅	第四十一号及び第四十二号の住宅	第十九号から第三十六号までの住宅	第二種 第一号から第十八号まで及び第三十七号から第四十号までの住宅	第七号から第十号までの住宅	第一号から第六号までの住宅	第二十六号から第五十三号までの住宅	第一号から第二十五号までの住宅	第六十六号から第七十九号までの住宅	第三十七号から第三十九号まで及び第四十九号から第六十五号までの住宅	第二十五号から第三十六号まで及び第四十三号から第四十八号までの住宅	第一号から第二十四号までの住宅	第十八号、第二十号、第二十二号、第二十四号、第二十六号及び第二十八号の住宅
四	一	一〇	四	二	一八	二二	四	六	二八	二五	一四	二〇	一八	二四	六
一一二、〇〇〇円	一〇、九〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、二〇〇円	二一八、六〇〇円	一八三、一〇〇円	二一七、三〇〇円	四二二、七〇〇円	六一九、七〇〇円	二八一八、七〇〇円	一五、一〇〇円	二〇、三〇〇円	一一一、六〇〇円	一〇、〇〇〇円	八、五〇〇円	三一、七〇〇円

美穂第一 団地		末恒第二 団地		末恒第一 団地								美穂第三 団地		美穂第二 団地	
第一種 営住宅	"	第一種 営住宅	第二種 営住宅	"	"	"	"	"	"	"	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	"	"
第一号から第八号までの住宅	A四十九号からA八十四号までの住宅	A一号からA四十八号までの住宅	第二百八十一号から第二百八十六号までの住宅	第二百五十七号から第二百八十号までの住宅	第二百三十三号から第二百五十六号までの住宅	第二百九号から第二百三十二号までの住宅	第二百二十九号から第二百八号までの住宅	第八十九号から第四百号までの住宅	第五百号から第二百二十八号までの住宅	第三十三号から第八十八号までの住宅	第一号から第三十二号までの住宅			第八号から第十一号までの住宅	第七号の住宅
八	三六	四八	六	二四	二四	二四	八〇	二四	一六	五六	三二	一四	八	四	一
八一〇、七〇〇円	三六、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	六一七、五〇〇円	二四、二七、六〇〇円	二四、二六、七〇〇円	二四、二六、一〇〇円	八〇、二四、三〇〇円	二四、二二、六〇〇円	一六、二〇、〇〇〇円	五六一九、三〇〇円	三二、一七、三〇〇円	一四、八、〇〇〇円	八三六、一〇〇円	一一二、四〇〇円	一一一、二〇〇円

八幡団地				越殿団地	旭田町団地	明治町団地	宝木団地	智頭第二団地	智頭第一団地	緑が丘団地					
"	"	"	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	"	第一種 営住宅	第二種 営住宅	"	第一種 営住宅	
宅 第四十三号から第四十八号までの住	宅 第三十七号から第四十二号までの住	第十号から第十八号までの住宅	第一号から第九号までの住宅							宅 第五十二号から第五十八号までの住	宅 第三十七号から第五十一号までの住	宅 第二十七号から第三十六号までの住	第十七号から第二十六号までの住宅	第一号から第十六号までの住宅	
六	六	九	九	一六	一二	三四	一〇	九	一〇	七	一五	一〇	一〇	一六	
七、八〇〇円	七、六〇〇円	九一七、〇〇〇円	九一六、八〇〇円	一六二九、〇〇〇円	九、二〇〇円	九、二〇〇円	八、三〇〇円	八、一〇〇円	八、一〇〇円	七二二、四〇〇円	一五二一、五〇〇円	一〇一一、四〇〇円	一〇一四、一〇〇円	一六一六、三〇〇円	三一六、八〇〇円
福守団地				小鴨団地		北野団地	三明寺団地	上灘団地			米田団地				
第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	"	第二種 営住宅	第二種 営住宅	"	"	"	第二種 営住宅	"	第一種 営住宅	"	
宅 第六十四号から第八十九号までの住	宅 第四十九号から第五十七号までの住	宅 第三十三号から第四十八号まで及び第五十八号から第六十三号までの住	宅 第二十三号から第三十二号までの住	第一号から第二十二号までの住宅	第十号から第十三号までの住宅	第一号から第九号までの住宅		宅 第二十九号から第三十二号までの住	第十七号から第二十八号までの住宅	第五号から第十二号までの住宅	第一号から第四号まで及び第十三号から第十六号までの住宅	宅 第三十三号から第五十六号までの住	第一号から第三十二号までの住宅	宅 第四十九号から第五十六号までの住	
二六	九	二二	一〇	二二	四	九	一〇	七	四	八	八	二四	三二	八	
一一、八〇〇円	八、一〇〇円	一〇、三〇〇円	七、八〇〇円	九、六〇〇円	四一七、七〇〇円	九一〇、七〇〇円	一〇一三、五〇〇円	七二七、八〇〇円	四三〇、八〇〇円	八三八、六〇〇円	八三〇、四〇〇円	二四二一、一〇〇円	三一八一、一〇〇円	七、四〇〇円	

上井団地											河北団地				
第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	"	"	第一種 営住宅	"	"	"	"	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	"	
宅 第百二十一号及び第百二十二号の住	宅 第百二十号の住宅	宅 第百十六号から第百十九号までの住	宅 第百十三号から第百十五号までの住	宅 第百十号から第百十二号までの住宅	宅 第百七号から第百九号までの住宅	宅 第百五号及び第百六号の住宅	宅 第百四号の住宅	宅 第百二号及び第百三号の住宅	宅 第百一号の住宅	宅 第百六十五号から第百六十七号までの住	宅 第五十号から第六十一号までの住宅	宅 第四十五号から第四十九号までの住	宅 第二十五号から第五十六号までの住	宅 第一号から第二十四号までの住宅	宅 第九十号から第百十三号までの住宅
二	一	四	三	三	三	二	一	二	一	三	二	五	三	二	二
一五、〇〇〇円	二四、一〇〇円	一四、四〇〇円	二二、〇〇〇円	一九、七〇〇円	二〇、七〇〇円	一三、六〇〇円	一八、二〇〇円	二二、五〇〇円	一六、七〇〇円	八、三〇〇円	九、六〇〇円	八、二〇〇円	三三、九〇〇円	三二、九〇〇円	二四、一〇〇円
栄第一団 地	大野団地	鴨川団地	東郷団地	泊港団地	浜団地	高城第三 団地	高城第二 団地	高城第一 団地	和田団地	東和田団 地	"	"	"	"	
第二種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	"	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	"	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	"	
					A号からC号までの住宅	第一号から第六号までの住宅			宅 第四十九号から第七十二号までの住	宅 第二十五号から第四十八号までの住	宅 第一号から第二十四号までの住宅		宅 第百二十四号から第百二十六号まで の住宅	宅 第百二十三号の住宅	
八	六	六	一〇	二	三	六	一〇	一〇	二	二	二	一〇	三	一	
八、三〇〇円	二〇、九〇〇円	二七、〇〇〇円	九、一〇〇円	九、七〇〇円	二四、三〇〇円	二〇、六〇〇円	一九、〇〇〇円	一六、八〇〇円	八、五〇〇円	二六、三〇〇円	二五、九〇〇円	二四、六〇〇円	二五、六〇〇円	二二、九〇〇円	一八、九〇〇円

富士見町 団地		みどり団地		成美団地		赤碓港団地		浦安団地			東伯団地		榮第二団地
第一種 営住宅	"	第二種 営住宅	"	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	"	"	"	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅
	第十一号から第十八号までの住宅	第一号から第十号までの住宅	第二十一号から第二十五号までの住宅	第十一号から第二十号までの住宅	第一号から第十号までの住宅	第三十一号から第四十六号までの住宅	第一号から第三号まで、第五号から第八号まで、第十号から第十三号まで、第十五号から第十八号まで、第二十号から第二十三号まで、第二十五号から第二十八号まで及び第三十号の住宅	第二十一号から第二十五号までの住宅	第十六号から第二十号までの住宅	第十一号から第十五号までの住宅	第一号から第三号まで、第五号から第八号まで及び第十号の住宅	第九号から第十二号までの住宅	第一号から第八号までの住宅
一八一〇、三〇〇円	八二四、二〇〇円	一〇二三、八〇〇円	五一四、九〇〇円	一〇一〇、〇〇〇円	一〇八、八〇〇円	一六一五、五〇〇円	二四八、九〇〇円	五一三、六〇〇円	五一〇、四〇〇円	五九、一〇〇円	八八、三〇〇円	四七、七〇〇円	八一〇、四〇〇円
日ノ出町 団地		陰田団地		住吉団地		内浜団地		住吉団地		住吉団地		住吉団地	
第一種 営住宅	"	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅
第六十五号から第六十八号まで、第八十五号から第八十八号まで及び第九十一号から第九十八号までの住宅	第四十七号から第六十四号までの住宅	第三十五号から第四十六号までの住宅	第八十七号から第三十四号まで及び第八十九号から第九十号までの住宅	第一号から第八号までの住宅	第十三号から第十六号まで及び第十九号から第三十二号までの住宅	第一号から第十二号まで及び第十七号から第二十八号までの住宅	第二十一号、第二十三号、第二十五号、第二十七号、第二十九号及び第三十号の住宅	第二十二号、第二十四号、第二十六号及び第二十八号の住宅	第十七号から第二十号までの住宅	第九号から第十六号までの住宅	第三号及び第六号の住宅	第一号、第二号、第四号及び第五号の住宅	
八二三、四〇〇円	二六一八、一五、五〇〇円	二二一四、五〇〇円	三〇八、四〇〇円	八二三、三〇〇円	八三一、六〇〇円	二四三、八、九〇〇円	六四一、四〇〇円	四一七、八〇〇円	八一四、二〇〇円	二九、二〇〇円	四一三、三〇〇円	一二三〇、五〇〇円	二〇一〇、九〇〇円

地上福原団				河崎団地				三柳団地																									
第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅																				
第一号から第十六号までの住宅	第五号から第十二号までの住宅	第十七号から第二十号まで及び第十九号から第三十二号までの住宅	第二十一号から第二十八号まで及び第三十三号から第八十号までの住宅	第四十七号から第五十三号までの住宅	第十五号から第三十八号までの住宅	第七号から第十四号まで及び第九号から第四十六号までの住宅	第一号から第六号まで及び第五十四号から第六十号までの住宅	第九十九号及び第二十号の住宅	第二百七号及び第二百八号の住宅	第二百七号及び第二百八号の住宅	第二百三十三号及び第二百四十四号の住宅	第二百五十九号から第七十八号までの住宅	第五十一号及び第五十二号の住宅	第四十七号、第四十八号、第五十一号及び第五十九号から第七十八号までの住宅	第二百二十七号から第三十四号までの住宅	第九十九号から第二百二十六号までの住宅																	
八三二、三〇〇円	四〇、九〇〇円	八三二、六〇〇円	四一、三〇〇円	七一、七〇〇円	二四、八〇〇円	一六、二〇〇円	一三、一七、八〇〇円	二一、六〇〇円	二、八、三〇〇円	二、二一七、〇〇〇円	二〇、九、七〇〇円	四、一六、三〇〇円	三二、八、一〇〇円	八二、三、八〇〇円	八、六〇〇円																		
第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅																	
第一号から第十八号までの住宅	第二十二号から第三十九号までの住宅	第十九号から第二十四号までの住宅	第二十五号から第三十六号までの住宅	第三十七号から第四十二号までの住宅	第四十九号から第九十六号までの住宅	第九十七号から第一百二十二号までの住宅	第一百十三号から第一百六十八号までの住宅	第一百六十九号から第二百三十二号までの住宅	第二百三十三号から第三百二十号までの住宅	第三百二十一号から第三百三十六号までの住宅	第三百三十七号から第三百九十二号までの住宅	第三百九十三号から第四百十六号までの住宅	第四百十七号から第四百五十六号までの住宅	第一号から第九号までの住宅	第十九号から第二十四号までの住宅	第二十五号から第三十六号までの住宅	第三十七号から第四十二号までの住宅	第四十九号から第九十六号までの住宅	第九十七号から第一百二十二号までの住宅	第一百十三号から第一百六十八号までの住宅	第一百六十九号から第二百三十二号までの住宅	第二百三十三号から第三百二十号までの住宅	第三百二十一号から第三百三十六号までの住宅	第三百三十七号から第三百九十二号までの住宅	第三百九十三号から第四百十六号までの住宅	第四百十七号から第四百五十六号までの住宅	第一号から第十八号までの住宅	第二十二号から第三十九号までの住宅					
一八、四〇〇円	一八、一九、六〇〇円	九二、四〇〇円	六、七、六〇〇円	一二、一三、四〇〇円	六、九、五〇〇円	四八、一七、三〇〇円	四八、二〇、一〇〇円	一六、二〇、二〇〇円	五六、二二、〇〇〇円	六四、二二、五〇〇円	八八、二五、四〇〇円	一六、二六、四〇〇円	五六、三〇、四〇〇円	二四、三一、〇〇〇円	四〇、三二、三〇〇円	一八、一九、四〇〇円	一八、一九、六〇〇円	九二、四〇〇円	六、七、六〇〇円	一二、一三、四〇〇円	六、九、五〇〇円	四八、一七、三〇〇円	四八、二〇、一〇〇円	一六、二〇、二〇〇円	五六、二二、〇〇〇円	六四、二二、五〇〇円	八八、二五、四〇〇円	一六、二六、四〇〇円	五六、三〇、四〇〇円	二四、三一、〇〇〇円	四〇、三二、三〇〇円	一八、一九、四〇〇円	一八、一九、六〇〇円

						高松団地					境港団地		清水団地		
						第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	第一種 営住宅	第一号から第五号までの住宅	第三十一号から第四十二号までの住宅	第二十三号から第三十号までの住宅	第二十二号及び第二十二号の住宅	第十五号から第十八号までの住宅	第十一号から第十四号までの住宅	第一号から第十号までの住宅	第二十五号から第四十八号までの住宅	第一号から第二十四号までの住宅	第四十六号、第四十八号、第五十号及び第五十二号の住宅
六	二	九	二	二	五	一一〇、四〇〇円	一一〇、一〇〇円	八一五、五〇〇円	二二四、七〇〇円	四九、二〇〇円	四一五、一〇〇円	一〇五、九〇〇円	二四二四、一〇〇円	二四二三、一〇〇円	四三四、〇〇〇円
六一九、三〇〇円	二一八、九〇〇円	九一七、四〇〇円	二二三、〇〇〇円	二二〇、三〇〇円	五一〇、四〇〇円										

手間団地		法勝寺団地		余子団地				誠道団地							
第二種 営住宅	〃	第二種 営住宅	〃	〃	〃	〃	第一種 営住宅	〃	第二種 営住宅	第一種 営住宅	〃	〃	第二種 営住宅	〃	〃
第十二号から第二十一号までの住宅	第一号から第十一号までの住宅	第一号から第十一号までの住宅	第八十一号から第百四号までの住宅	第七十一号から第八十号までの住宅	第五十五号から第七十号までの住宅	第三十一号から第五十四号までの住宅	第一号から第三十号までの住宅	第六十七号及び第六十八号の住宅	第六十三号及び第六十四号の住宅	第五十五号及び第五十六号の住宅	第四十九号から第五十四号までの住宅	第四十三号から第四十五号までの住宅	第三十七号から第三十九号までの住宅	第三十五号及び第三十六号の住宅	第三十一号、第三十二号、第七十五号及び第七十六号の住宅
一〇	一一	二四	一〇	一六	二四	三〇	二	二	二	六	三	三	二	四	
八、三〇〇円	一一五、三〇〇円	二二三、〇〇〇円	二二二、四〇〇円	一六一、四〇〇円	二一八、二〇〇円	三一四、七〇〇円	二一八、三〇〇円	二一七、〇〇〇円	二二三、二〇〇円	六一四、一〇〇円	三一五、九〇〇円	三一七、二〇〇円	二一〇、六〇〇円	四一九、八〇〇円	

庄内団地	第二種 営住宅	第一号及び第二号の住宅	二	二五、七〇〇円
庄内団地	第二種 営住宅	第三号の住宅	一	一一、三〇〇円
庄内団地	第二種 営住宅	第四号から第七号までの住宅	四	二五、八〇〇円
浜の上第一団地	第二種 営住宅	第一号から第十一号までの住宅	一一	一四、〇〇〇円
浜の上第一団地	第二種 営住宅	第十二号から第十六号までの住宅	五	一六、二〇〇円
浜の上第二団地	第二種 営住宅		八	二四、〇〇〇円
伯南団地	第二種 営住宅		一〇	一三、〇〇〇円
小江尾団地	第二種 営住宅	第一号から第四号までの住宅	四	二〇、八〇〇円
小江尾団地	第二種 営住宅	第五号及び第六号の住宅	二	二四、〇〇〇円

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第一条 鳥取県立高等学校学則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第四章 入学、休学、退学、転学等(第十二条―第二十七条)

第五章 授業料の納付及び減免(第二十八条・第二十九条)」を
「第四章 入学、留学、休学、退学、転学等(第十二条―第二十七条)

を
第五章 授業料及び入学料(第二十八条―第二十九条の二)」に改める。

第七条第一項中「学校」を「校長」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、校長は、第二十一条の二第二項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を学校における履修とみなし、三十単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

第八条第一項中「学校」を「校長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、前条第三項の規定により単位の修得を認定された生徒について、学年の途中においても、各学年の課程の修了を認めることができる。

第四章の章名中「入学」の下に「留学」を加える。

第十三条の前の見出し及び同条を削り、第十四条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「(全日制又は定時制の課程の第一学年への入学)」を付し、同条に次の一項を加える。

3 全日制又は定時制の課程の第一学年への入学者の選抜については、

別に定めるところによる。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十四条 全日制又は定時制の課程の第一学年への入学の許可は、学年の始めに行う。

2 全日制又は定時制の課程の第一学年への入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第三号の二)を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の入学許可願の提出があつた場合において、教育上支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の全日制又は定時制の課程の第一学年への入学を許可するものとする。

4 校長は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の全日制又は定時制の課程の第一学年への入学を許可したときは、入学許可書(様式第二号の三)をその者に交付するものとする。

第十六条第五項及び第十七条第三項中「第十四条第二項」を「第十三条第二項及び第十四条第二項から第四項まで」に改める。

第十八条第二項中「第十四条第二項」を「第十三条第二項、第十四条第二項から第四項まで」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(留学)

第二十一条の二 生徒は、外国の高等学校に留学しようとするときは、留学願(様式第五号の二)に校長が必要と認める書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の留学願の提出があつた場合において、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可すること

ができる。

第二十三条第一項中「休学中」を「留学中又は休学中」に改め、「医師の診断書その他」を削る。

第五章の章名中「の納付及び減免」を「及び入学科」に改める。

第二十八条第一項中「県立学校授業料徴収条例(昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号。以下この条において「条例」という。)」の規定する「鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第四号。以下「条例」という。)」に定める」に改め、同条第二項及び第三項中「、条例の規定により」を削る。

第二十九条中「県立学校授業料減免規則(昭和二十六年七月鳥取県教育委員会規則第三号)に規定する」を「条例に定める」に改め、第五章中同条の次に次の一条を加える。

(入学科の納付)

第二十九条の二 学校への入学の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入学科を納付しなければならない。

様式第二号の次に次の二様式を加える。

様式第二号の三 (第十四条一第十八条関係)

様式第二号の二 (第十四条一第十八条関係)

入 学 許 可 書

氏 名

年 月 日生

本校の 課程 学科 科第 学年へ
の(編・転・再)入学を許可する。

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏 名 印

入 学 許 可 願

収入証紙
はり付け欄

私は、貴校の 課程 学科 科第
学年に(編・転・再)入学したいので、許可し
てくださるよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

受検番号

本 人 氏 名 印

保 護 者 氏 名 印

鳥取県立 高等学校長 殿

様式第五号の二 (第二十一条の二関係)

留 学 願

このたび下記の理由により留学したいので、
許可して下さるよう保護者と連署して願
います。

年 月 日

課程	学科	科
第 学年	組	
生徒 氏	名	印
保護者 氏	名	印

鳥取県立 高等学校長 殿

記

- 1 理由
- 2 留学を希望する期間

	年 月 日から	
	年 月 日まで	

様式第三号中「、第十七条」を「第十八条」に、「私は、貴校に編(転、再)入学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。」を「私は、貴校への編(転・再)入学を志願しますので、保護者と連署して願います。」に改める。

様式第五号の次に次の一様式を加える。

備考 校長が必要と認める書類を添付すること。

様式第八号の備考中「附の係を削る。
(鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)
第二条 鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第五章 入学、休学、退学、転学等(第十三条―第二十五条)
第六章 受講料の納付及び減免(第二十六条・第二十七条)」

を
「第五章 入学、留学、休学、退学、転学等(第十三条―第二十五条)」
第六章 受講料及び入学科(第二十六条―第二十七条の二)」
に改める。

第九条中「実施校」を「校長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、第十九条の二第二項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を実施校における履修とみなし、三十単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

第五章の章名中「入学」の下に「留学」を加える。

第十三条を次のように改める。

(入学の許可)

第十三条 入学は、校長が許可する。

第十三条の次に次の見出し及び二条を加える。

(入学)

第十三条の二 入学(第十四条から第十六条までの規定による入学を除く。次条において同じ。)を志願しようとする者は、別に定めるところにより、入学志願書(様式第三号)を校長に提出しなければならない。

2 入学者の選抜については、別に定めるところによる。

第十三条の三 入学の許可は、四月に行う。ただし、欠員のある場合において、これを補充するための入学の許可は、六月まで行うことができる。

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第三号の二)を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の入学許可願の提出があつた場合において、教育上支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可

するものとする。

4 校長は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可し
たときは、入学許可書(様式第四号)をその者に交付するものとする。
第十四条第四項中「前条第四項」を「前条第二項から第四項まで」に
改める。

第十五条第三項及び第十六条第二項中「第十三条第四項」を「第十三
条の三第二項から第四項まで」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(留学)

第十九条の二 生徒は、外国の高等学校に留学しようとするときは、留
学願(様式第六号の二)に校長が必要と認める書類を添えて校長に提
出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の留学願の提出があつた場合において、教育上有益と
認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可すること
ができる。

第二十一条第一項中「休学中」を「留学中又は休学中」に改め、「医
師の診断書その他」を削る。

第六章の章名中「の納付及び減免」を「及び入学科」に改める。

第二十六条第一項中「鳥取県通信教育受講料徴収条例(昭和二十三年
六月鳥取県条例第三十号)」を「鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭
和六十三年三月鳥取県条例第四号)」に、「の規定する」を「に定める」
に改め、同条第二項及び第三項中「条例の規定により」を削る。

第二十七条中「規定する」を「定める」に改め、第六章中同条の次に
次の一条を加える。

様式第三号の二(第十三条の三-第十六条関係)

様式第四号中「第十三条」を「第十三条の三-第十六条」で、「入学

入 学 許 可 願

収入証紙
はり付け欄

私は、貴校の通信制の課程に(編・転・再)
入学したいので、許可して下さるよう保護者
と連署してお願いします。

年 月 日

本人氏 名◎
保護者氏 名◎

鳥取県立 高等学校長 殿

(入学料の納付)
第二十七条の二 実施校への入学の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入学料を納付しなければならない。

様式第三号中「第十三条」を「第十三条の二、第十四条-第十六条」に改め、「収入証紙はり付け欄」を削り、「私は、貴校の通信制の課程に(編、再)入学したいので、許可して下さるよう保護者と連署してお願いします。」を「私は、貴校の通信制の課程への(編・転・再)入学を申請しますので、保護者と連署してお願いいたします。」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第六号の二(第十九条の二関係)

様式第六号の次に次の様式を加える。

留 学 願

このたび下記の理由より留学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

生徒氏 名◎
保護者氏 名◎

鳥取県立 高等学校長 殿
記

1 理由
2 留学を希望する期間

年 月 日から
年 月 日まで

備考 校長が必要と認める書類を添付すること。

様式第九号の備考中「(留)留(留)留(留)留」を削る。
(鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正)
第三条 鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第四章 入学、休学、退学、転学等」を「第四章 入学、留学、休学、退学、転学等」に改める。
第六条中「学校」を「校長」に改める。
第九条中「学校」を「校長」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、校長は、第二十条の二第二項の規定によ

り留学することを許可された生徒について、外国の盲学校、聾学校又は養護学校の高等部における履修を学校の高等部における履修とみなし、三十単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

第十条第一項中「学校」を「校長」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、校長は、前条第二項の規定により単位の修得を認定された生徒については、学年の途中においても各学年の課程の修了を認めることができる。

第四章の章名中「入学」の下に、「留学」を加える。

第十七条第一項を削り、同条第二項中「入学願」を「入学志願書」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 第一学年への入学者の選抜については、別に定めるところによる。第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 第一学年への入学の許可は、学年の始めに行う。

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第三号の二)を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の入学許可願の提出があつた場合において、教育上支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。

4 校長は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書(様式第三号の三)をその者に交付するものとする。

第十八条第四項中「入学願」を「入学志願書」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前条第二項から第四項までの規定は、編入学について準用する。

第十九条第二項中「入学願」を「入学志願書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十七条の二第二項から第四項までの規定は、転入学について準用する。

第二十条第二項中「第十八条第四項」を「第十七条の二第二項から第四項まで及び第十八条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(留学)

第二十条の二 生徒は、外国の盲学校、聾学校又は養護学校の高等部に留学しようとするときは、留学願(様式第三号の四)に校長が必要と認める書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の留学願の提出があつた場合において、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の盲学校、聾学校又は養護学校の高等部に留学することを許可することができる。

第二十二條第一項中「休学中」を「留学中又は休学中」に改め、「医師の診断書その他」を削る。

第二十八條中、「第十七条及び第十九条」を削る。

様式第三号中「第十九条」を「一」に、「入 学 願」

を「入 学 志 願 書」に、「私は、貴校に(編、転、再)入学し

たいので、許可していただくようお願ひいたします。」を「私は、貴校への(編・転・再)入学を志願いたしますので、保護者と連携してお願ひいたします。」に改め、同様式の次に次の三様式を加える。

様式第三号の三(第十七条の二第二十條關係)

様式第三号の二(第十七条の二第二十條關係)

入 学 許 可 書

氏 名

年 月 日 生

本校の 部 科第 学年 歳児の学
級への(編・転・再)入学を許可する。

年 月 日

鳥取県立 学校長 氏 名 印

入 学 許 可 願

私は、貴校の 部 科第 学年 歳
児の学級に(編・転・再)入学したいので、許
可して下さるよう保護者と連署して願ひし
ます。

年 月 日

本 人 氏 名

保 護 者 氏 名[㊟]

鳥取県立 学校長 殿

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。
(施行日の前日に休学の許可を受けて外国の高等学校で学習をしている生徒の特例)

2 校長は、必要と認めるときは、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に現に休学の許可を受けて外国の高等学校で学習をしている生徒で、施行日以後引き続き外国の高等学校で学習するものを、施行日以後、この規則による改正後の鳥取県立高等学校学則第二十一条の二第二項による許可を受けて外国の高等学校に留学しているものとみなすことができる。

様式第三号の四(第二十條の二關係)

留 学 願

このたび下記の理由により留学したいので、
許可して下さるよう保護者と連署して願ひ
します。

年 月 日

部 科

第 学年 歳児の学級

本 人 氏 名

保 護 者 氏 名[㊟]

鳥取県立 学校長 殿

記

1 理由

2 留学を希望する期間

年 月 日から

年 月 日まで

備考 校長が必要と認める書類を添付すること。

(昭和六十三年度に通信制の課程に入学する者の特例)

3 昭和六十三年度に通信制の課程への入学の許可を受けようとする者で、この規則による改正前の鳥取県立高等学校通信教育規則第十三条第三項の規定により入学志願書を提出したものは、この規則による改正後の鳥取県立高等学校通信教育規則第十三条の三第二項の入学許可願に収入証紙をはり付けることを要しない。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第二号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する規則(昭和三十四年十月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「学校医、学校歯科医及

び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)を「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第五号)」に、「必要な事項を定めることを目的とする」を「必要な事項を定めるものとする」に改める。

第二条中「及び市町村立の小学校及び中学校」を「並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校」に、「基く」を「基づく」に、「災害」を「災害」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「別記第一号様式」を「学校医等公務災害報告書(様式第一号)」に改める。

第四条中「条例第六条第二項」を「条例第四条において例によることとされる公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十三年政令第二百八十三号。以下「政令」という)第三条第二項」に改め、同条第一号中「別記第二号様式一」を「様式第二号」に、「別記第二号様式二」を「様式第二号の二」に改め、同条第二号中「別記第三号様式」を「様式第三号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 傷病補償の請求については、傷病補償請求書(様式第三号の二)第四条第三号中「別記第四号様式」を「様式第四号」に改め、同条第四号中「遺族補償年金請求書(別記第五号様式)」を「遺族補償年金(遺族補償年金前払一時金)請求書(様式第五号)」に、「別記第六号様式」を「様式第六号」に改め、同条第五号中「別記第七号様式」を「様式第七号」に改め、同条第六号中「条例第二十三条」を「条例第四条において例によることとされる政令第二十条」に、「別記第八号様式」を「様式第八号」

に改める。

第六条の二第二項中「条例第八条第六項」を「条例第四条において例によることとされる政令第五条第六項」に、「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「別記第九号様式」を「様式第九号」に改める。

第六条の三中「条例第十二条第三項又は第四項」を「条例第四条において例によることとされる政令第九条第三項又は第四項」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第六条の四第一項中「条例第十四条第一項」を「条例第四条において例によることとされる政令第十一条第一項」に、「別記第十号様式」を「様式第十号」に改め、同条第二項中「条例第十四条第二項」を「条例第四条において例によることとされる政令第十一条第二項」に、「別記第十一号様式」を「様式第十一号」に改める。

第六条の五第一項中「あわせて」を「併せて」に、「別記第十二号様式」を「様式第十二号」に改める。

第十一条中「別記第十三号様式」を「様式第十三号」に、「別記第十四号様式」を「様式第十四号」に、「別記第十五号様式」を「様式第十五号」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第十三条中「条例附則第二条の四第一項」を「条例第四条において例によることとされる政令附則第二条の四第一項」に、「別記第十六号様式」を「様式第十六号」に、「第十七号様式」を「様式第十七号」に改める。

第十四条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第三号イ中「条例第十二条第四項第一号又は第二号」を「条例第四条において例によることとされる政令第九条第四項第一号又は第二号」に、「いずれか」

を「いずれか」に改め、同号ロ中「条例第十三条第一項」を「条例第四条において例によることとされる政令第十条第一項」に改める。

第一号様式中「第一号様式」を「様式第一号(第2条関係)」と、「基へ」を「基づく」に、「学校長 甲」を「学校長 甲」と、「、生年月日」を「及び生年月日」と、「頃」を「ころ」と、「、公務上」を「及び公務上」に改める。

第二号様式の一中「第二号様式の一」を「様式第二号(第4条関係)」と、「治め」を「治療」と、「年月日 日間」を「年月日 日」で「日間」と、「、附添」を「、付添」と、「症状等」を「、症状等」と、「附添婦」を「付添婦」と、「料」を「キロメートル」と改め、同様式の備考の一中「※甲」を「、※甲」と改め、同様式の備考の3中「及び「移送費」」を「、移送費」と改め、同様式の備考の5中「同様の備考の4中「および」」を「及び」と改め、同様式の備考の5中「療養費の区分、摘要および金額」を「療養費」の欄の「区分及摘要」及び「金額」の項」と、「受取らない」を「受け取らない」と改める。

第二号様式の二中「第二号様式の二」を「様式第二号の2(第4条関係)」と、「学校医等公務災害補償」を「学校医等公務災害補償」と、「治め」を「治療」と、「附添、移送した」を「付添又は移送をした」と、「事由症状等、なお」を「事由、症状等、なお、」と、「方法。」を「方法」と、「料」を「キロメートル」と改め、同様式(裏面)の備考中「(備考)」を「備考」に改め、同様式(裏面)の備考の2中「「その他の移費」」を「療養費」の「その他」に改め、同様式(裏面)の備考の3中「「移送費」」を「、移送費」に改める。

第三号様式名「第三号様式」を「様式第3号(第4条関係)」とし、「所
属学校長氏名 ㊟」を「所属学校長氏名 ㊟」とし、「治ぬ」を「治癒」とし、
「1日当り」を「1日当たり」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2 (第4条関係)

学校医等公務災害補償

傷 病 補 償 請 求 書

請求第 回目 (同一傷病についての請求回数)

(実施機関)		殿		請求年月日	年	月	日
下記の傷病補償を請求します。				請求者の住所及び氏名	㊟		
1 所属した学校又は所属して証明	学校医等の所属学校名	医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数		氏名及び生年月日	年	月	日生
	*業務上の疾病細分番号	負傷又は発病年月日		年	月	日	性別 男 女
		傷病補償を受けようとする事由の生じた年月日		年	月	日	
	上記事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所属学校長 氏名 ㊟						
2 医師の意見	傷病名、傷病の部位又はその程度						
	障害状況の詳細 (図で示すことができれば図解する。)						
	傷病の経過の概要		年 月 日 治療、転医、現在継続中				
上記の者は、上記のとおり障害があるものと認めます。 年 月 日 医療機関の住所 名称 職名及び氏名 ㊟							
3 障害等級	第 級						
4 傷病補償請求金額	(補償基礎額) (倍数) × = 円						
5 厚生年金保険法等の適用	<input type="checkbox"/> _____ の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。						
* 受理年月日	* 決定年月日		* 支払年月日		* №		

- 備考 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。該当する□に✓印を記入すること。
- 2 障害状況の詳細について記載欄が不足するときは、適宜別紙に記載し、添付すること。なお、障害が外部から明らかに認められないときは、レントゲンフィルム又は写真を添付すること。
- 3 「5 厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求者が厚生年金保険法、国民年金法又は船員保険法の適用を受ける者であるときは「_____の被保険者である。」にその適用を受ける法令の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに請求する障害補償年金と同一の事由によつて厚生年金保険法若しくは船員保険法の障害年金又は国民年金法の障害年金(障害福祉年金を除く。)の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額及び支給開始年月、年金証書の記号及び番号、所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

号」の欄に改め、同様式の備考の4中「ときは、」や「ときは」を「同欄中」や「同欄」に改める。

第十一号様式中「第十一号様式」や「様式第11号（第6条の4関係）」に改め、同様式の備考の1中「※印」や「、※印」を「※」に改め、同様式の備考の2中「あわせて」や「併せて」に改める。

第十二号様式中「第十二号様式」や「様式第12号（第6条の5関係）」に改め、同様式（裏面）及び「注意事項」の1中「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例」や「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」に改め、同様式（裏面）の「注意事項」の○中「すみやかに」や「速やかに」を「あわせて」や「併せて」に改め、同様式（裏面）の「注意事項」の○のロ中「条例別表」や「条例第4条において例によることとされる公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（以下「政令」という。）別表第3」に改め、同様式（裏面）の「注意事項」の○のハ及びロ中「条例別表」や「条例第4条において例によることとされる政令別表第3」に改める。

第十三号様式中「第十三号様式」や「様式第13号（第11条関係）」に改め、同様式（その1）中「治め」や「治癒」を「行なった」や「行つた」に改める。

第十四号様式中「第十四号様式」や「様式第14号（第11条関係）」に改める。

第十五号様式中「第十五号様式」や「様式第15号（第11条関係）」に改める。

第十六号様式中「第十六号様式」や「様式第16号（第13条関係）」に改

め、同様式（表面）中「治め」を「治癒」に改め、同様式（表面）の備考の2中「当つて」を「当たつて」に改める。

第十七号様式中「第十七号様式」を「様式第17号（第13条関係）」に改め、同様式（裏面）の備考の1中「たつる」を「足つる」に改め、同様式（裏面）の備考の2の(1)中「代る」を「代わる」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

鳥取県公安委員会規則第二号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則を廃止する

規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和三十年十一月鳥取県公安委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。